

山梨県公報

第二千七百二十二号

平成二十九年

八月十七日

木曜日

目次

公 告

○一般競争入札について……………五七九

○落札者の決定について……………五八〇

○清算人の退任……………五八一

企 業 局

○山梨県企業局公印規程の一部を改正する規程……………五八一

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年八月十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品の名称及び数量

(一) 名称 特種自動車(子宮頸がん検診車)

(二) 数量 一台

2 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 納入期限 平成三十年十二月二十八日(金)

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部財産管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資

格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 入札説明書に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。

3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。

4 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十九年八月三十日(水)まで(山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十九年八月三十日(水)まで

の日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年九月二十六日(火) 午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階四〇五会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当宛にて平成二十九年九月二十五日(月)までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額)を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当(電話〇五五―二二三―二三九二)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Uterine cervix cancer examination car 1 unit

2 Date and time for tender:

10:00AM September 26, 2017

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1392

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年八月十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 落札に係る役務

(一) 名称 第3期統合サーバ基本設計業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年六月二十七日
四 落札者

- (一) 名称 株式会社三菱総合研究所
- (二) 住所 東京都千代田区永田町二丁目十番三号
- 五 落札金額 千六百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十九年五月十八日

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した田野土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成二十九年八月十七日

山梨県知事 後 藤 斎

清算人氏名	住所	退任年月日
細田和徳	斐崎市田野町下田井五百六十四番地一	平成二十九年六月十七日
内藤良定	斐崎市田野町上田井千七百十二番地	同
内藤時雄	斐崎市田野町上田井二千二十七番地二	同
伊藤政照	斐崎市田野町上田井二千二十九番地	同
小室裕邦	斐崎市田野町上田井千七百七十五番地	同
内藤光一	斐崎市田野町下田井千九百七番地	同
山本忠治	斐崎市田野町下田井二千二百三十六番地	同
山本一明	斐崎市田野町下田井二千二百三十二番	同

企 業 局

高左右保美	斐崎市田野町入戸野七百九十三番地	同	地
深澤盛光	斐崎市田野町入戸野八百九十九番地一	同	
加賀爪英一郎	斐崎市清哲町青木千三百五十七番地	同	

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年八月十七日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広

山梨県企業局公印規程の一部を改正する規程

山梨県企業局公印規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保管」を「作成、保管」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 課長 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）第五条第四項に規定する課長をいう。

二 事業所 山梨県企業局組織規程第四条第一項に規定する事業所をいう。

第三条の見出し中「形状等」を「ひな形等」に改め、同条中「形状等及びそれ等」を「ひな形及び公印」に、「所」を「事業所」に改める。

第四条、第五条及び第六条を次のように改める。

（公印の作成、改刻又は廃止の手続）

第四条 事業所の所長は、公印を作成する必要を認めるときは、総務課長に、公印の名称、ひな形、寸法、使用開始予定日及び作成の理由を付して、当該使用開始予定日の二十日前までに、公印の作成の申請をしなければならない。

2 総務課長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該公印を作成しなければならない。

3 事業所の所長は、当該所属において管守する公印について改刻する必要を認めたとときは、総務課長に、公印の名称、ひな形、寸法、使用開始予定日及び改刻の理由を付して、当該使用開始予定日の二十日前までに改刻の申請をしなければならない。

4 総務課長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めたとときは、当該公印を改刻し、当該申請をした者にその公印を交付しなければならない。

5 事業所の所長は、公印を廃止しようとするときは、速やかに、その旨を総務課長に申請し、その承認を得なければならない。

6 総務課長は、第一項、第三項又は第五項の規定により申請があつた場合のほか、必要と認めるときは、公印を作成し、改刻し、又は廃止することができる。

(公印台帳及び公印保管台帳)
第五條 総務課長は、公印台帳(第一号様式)を備え、公印について作成、改刻又は廃止の経過を明らかにしておかなければならない。

2 総務課長及び事業所の所長は、当該所属において管守する公印について公印保管台帳(第二号様式)を備え、公印について作成、改刻又は廃止の経過を明らかにしておかなければならない。

(公印の使用)
第六條 公印は、公印台帳に作成又は改刻の登録をした後でなければ使用してはならない。

2 公印を使用することができる者は、第八条第一項に規定する管守責任者又は山梨県企業局処務規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号)第三条に規定する文書管理主任とする。

3 前項に規定する者(以下この項において「管守責任者等」という。)以外の者は、公印を使用してはならない。ただし、管守責任者等が不在で急施を要するときその他の特別な理由がある場合は、総務課長及び事業所の所長の指定する者は、管守責任者等に代わつて公印を使用することができるものとする。

4 公印の使用を必要とするときは、公印押印管理簿(第三号様式)に必要な事項を記入した上、発送文書に決裁済文書を添えて前二項に規定する者に提出して押印を受けるものとする。

第八條第一項第二号中「一年」を「五年」に改め、同条に次の一項を加える。
3 第一項の規定による印影の保存は、公印台帳を保存することにより行う。
第八條を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(管守状況の調査及び報告)
第十四條 総務課長は、総務課及び事業所における公印の管守状況につき、随時必要な調査をし、その結果を公営企業管理者に報告しなければならない。

(準用)
第十五條 第八條、第十一条及び第十四條の規定は、公印の印影の原版について準用する。
第七條の次に次の五條を加える。

(管守責任者)
第八條 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、次の各号に掲げる公印について当該各号に定める職にある者とする。

一 山梨県公営企業管理者印 総務課長及び事業所の所長
二 山梨県公営企業管理者職務代理者印 総務課長及び事業所の所長
三 山梨県企業局長印 総務課長

四 山梨県企業局次長印 総務課長
五 山梨県企業局課長印 総務課長

六 山梨県営発電総合制御所長印 山梨県営発電総合制御所長
七 山梨県営早川水系発電管理事務所長印 山梨県営早川水系発電管理事務所長

八 山梨県営笛吹川水系発電管理事務所長印 山梨県営笛吹川水系発電管理事務所長
九 山梨県営石和温泉管理事務所長印 山梨県営石和温泉管理事務所長

十 山梨県企業局企業出納員印 総務課長
十一 山梨県営発電総合制御所企業出納員印 山梨県営発電総合制御所長

十二 山梨県営早川水系発電管理事務所企業出納員印 山梨県営早川水系発電管理事務所長
十三 山梨県営笛吹川水系発電管理事務所企業出納員印 山梨県営笛吹川水系発電管理事務所長

十四 山梨県営石和温泉管理事務所企業出納員印 山梨県営石和温泉管理事務所長
十五 山梨県企業局印 総務課長

十六 山梨県営発電総合制御所印 山梨県営発電総合制御所長
十七 山梨県営早川水系発電管理事務所印 山梨県営早川水系発電管理事務所長

十八 山梨県営笛吹川水系発電管理事務所印 山梨県営笛吹川水系発電管理事務所長
十九 山梨県営石和温泉管理事務所印 山梨県営石和温泉管理事務所長

二十 山梨県企業局現金取扱員印 総務課長
2 管守責任者である職員に死亡その他事故がある場合で、その事務を代行すべき者の定めのないときは、総務課長及び事業所の所長があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

(管守方法)
第九條 管守責任者は、公印を常にかぎのかかる堅固な容器に納め、これを保管しな

ればならない。

(印影刷込用紙)

第十条 課長（総務課長を除く。）及び事業所の所長は、一定の内容の文書を多数印刷する場合又は公印を表示しようとする文書の材質・形状その他の理由により公印を押し印することができない場合で、当該文書に公印の印影を印刷し公印の押印に代えようとするときは、総務課長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により公印の印影を刷り込んだ文書（以下「印影刷込用紙」という。）を使用するため印影刷込用紙を印刷する場合は、当該課又は事業所の職員が自ら印刷する場合を除き、その印刷の都度当該公印の印影の原版を作成して印刷業者に貸与するとともに、印刷後には返納させなければならない。

3 課長及び事業所の所長は、印影刷込用紙について印影刷込用紙受払簿（第四号様式）を備え、常にその受払について明らかにしておくなければならない。

4 印影刷込用紙を書き損じ、汚損し、若しくはき損し、又は印影刷込用紙が不用となつたときは、課長及び事業所の所長は、速やかに当該印影刷込用紙を処分しなければならない。

5 課長及び事業所の所長は、印影刷込用紙を印刷する場合において、前三項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、総務課長が適当と認める方法によることができる。

(事故届)

第十一条 課長（総務課長を除く。）及び事業所の所長は、公印の盗難、紛失又は偽造その他事故があつたときは、直ちに、公印名、事故の内容その他必要事項を総務課長に報告しなければならない。

(不用公印の取扱い)

第十二条 事業所の所長は、改刻又は廃止により使用しなくなった公印（以下「不用公印」という。）があるときは、速やかに、当該不用公印を総務課長に送付しなければならない。

2 前項の規定により不用公印の送付を受けた総務課長は、直ちにこれを点検の上封印し、不用となつた日、公印名及び保存期間を記載し、保存の措置を講じなければならない。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

公 印 台 帳

公印の 名称			
1 作成に関する事項			
印材			
寸法及 び形状	印 影		
登録日			
告示日			
告示 番号			
用途			
2 管守に関する事項			
管	守	期	間
		管	守
		機	関
		名	記帳者
1	年	月	日から
	年	月	日まで
2	年	月	日から
	年	月	日まで
3	年	月	日から
	年	月	日まで
4	年	月	日から
	年	月	日まで
5	年	月	日から
	年	月	日まで
3 改廃保存に関する事項			
改	廃	保	存
		日	事由
		記帳者	
年	月	日	
年	月	日	

第2号様式 (第5条関係)

公 印 保 管 台 帳

課、事業所名	
--------	--

公 印 名	印	影	交 付 日	改 刻 日	廃 止 日	総務課送付日

第二号様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式 (第6条関係)

公印押印管理簿

(所属名)

公印名	押印数	所属	担当者	文書 番号	文書 件名	確認印			押印日
						決裁済 確認者	発送文 書確認 者	押印者	

印 影 刷 込 用 紙 受 払 簿

文 書 の 名 称		機 関 名	
-----------	--	-------	--

年 月 日	概 要	(A) 受	(B) 使 用	(C) 汚 損 又 は 書 損 等	(A)－(B)－(C) 残	備 考

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番